

3001 個人輸入とは

個人輸入について法令上に定義はありません。一般的には「外国の製品を個人で使用することを目的として、海外の通信販売会社、小売店、メーカー等から、個人が直接購入すること」といわれています。

海外からの輸送方法については、

1. 国際郵便を利用する方法
2. 国際宅配便を利用する方法
3. 一般貨物として、船便又は航空便を利用する方法

等があります。

いずれにしても、個人輸入は海外との直接取引ですから、サイズ違い、破損等のトラブルは、自力で処理しなければならないというリスクを負うことをご承知おきください。

また、日本への輸入が禁止されている物や、輸入が規制されている物がありますので、十分に注意してください。

なお、貨物・手続の流れは、「個人輸入通関手続のご案内」のパンフレットに掲載しています。

(参考) 個人輸入通関手続